

# インドネシアにおける 微生物寄託に係る実務



Ms. Dessi Susanti  
(特許技術者)



Ms. Mely Jamilah  
(弁理士)

Biro Oktroi Roosseno  
(インドネシア知的財産法律事務所)



Ms. Yuyun Farida  
(弁理士)



Ms. Winny R.  
Syarief  
(弁理士)

BIRO OKTROI ROOSSENO は、1951 年に設立され、インドネシアにおいて知的財産権をリードする事務所の1つとして国内および国外において認められている。BIRO OKTROI ROOSSENO は、知的財産権に加えて、知的財産権の監査、ライセンス供与、フランチャイズ契約、投資、および訴訟にも従事している。

## はじめに

TRIPS 協定第 27 条(3)項は、「加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる:(b) 微生物以外の動植物ならびに非生物学的な方法および微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。」と規定している。

TRIPS 協定の上記の規定に基づき、TRIPS 加盟国は、「微生物」および「微生物学的」方法を特許保護の対象とする義務を負っており、同様の規定は、インドネシア特許法（2016 年法律第 13 号、旧特許法（2001 年法律第 14 号）に代わる改正法）にも含まれている。一方、「微生物」という用語の詳細は、TRIPS 協定にもほとんどの国の特許法にも示されていない。そのため、微生物に関係する発明について特許性有無の判断には、一定の柔軟性が伴う。

微生物関連の特許出願に関し、特許法以外の関連規則として、「特許出願手続に関する政府規則（1991年第34号）」および「特許出願施行規則に関するインドネシア共和国法務大臣決定（1991年No. M.06-HC.02.01）」が挙げられる。

### インドネシア特許法（2016年法律第13号）

インドネシア特許法（2016年法律第13号）の第9条(d)および(e)（旧特許法（2001年法律第14号）の第7条(d)）は、特許を受けることができない発明として次のものを定めている：微生物以外のすべての生物；植物または動物の生産に必須の生物学的方法（非生物学的方法もしくは微生物学的方法を除く）。

上記の第9条(d)および(e)に基づき、微生物発明および非生物学的方法または微生物学的方法に関する発明は特許を受けることができる。

第9条(d)の解説に明記されているところによれば、生物には人間、動物および植物が含まれるのに対し、微生物とは裸眼で見ることができず、顕微鏡を用いることを要する極微小な生物（アメーバ、酵母菌、ウイルス、細菌等）のことである。一方、第9条(e)の解説の記述によれば、「植物または動物の生産のための非生物学的方法または微生物学的方法」とは、一般的には遺伝子組み換え、遺伝子工学の性質を有する植物もしくは動物を製造する方法であって、化学的工工程、物理的工工程、微生物の利用または遺伝子工学その他の利用を伴うものをいう。

特許法（2016年法律第13号）の第25条(2)は、微生物に関する特許出願の場合には微生物の寄託証明書を添えなければならないことを明示的に規定している。この規定は旧特許法（2001年法律第14号）には盛り込まれていなかった。

さらに、特許法（2016年法律第13号）第26条の1項は、発明が遺伝子資源または伝統的知識に関係または由来する場合には、その遺伝子資源または伝統的知識の起源が特許出願の明細書に明瞭かつ正確に記載されなければならないことを規定している。また、特許法（2016年法律第13号）第26条の2項は、そのよ

うな遺伝子資源または伝統的知識は政府が承認した公的機関によって確定されることを規定している。

### 特許出願手続に関する政府規則（1991年第34号）

特許法（2016年法律第13号）に関する技術的規則は、「特許出願手続に関する政府規則（1991年第34号）」を参照している。

同規則第18条(1)項の規定によれば、微生物関連の発明は、特許出願の時点で当該微生物が開示可能でないか、または公開されていない場合であっても、明細書の記述の中で当該微生物の利用方法が十分かつ明瞭に開示されており、かつ、以下の要件が満たされていることが必要である。

- a) インドネシア特許出願がなされる前または特許出願の受理の日が認定される前に、インドネシア知的財産総局が承認した寄託機関に当該微生物のサンプルが寄託されていること。
- b) 当該微生物の特徴もしくは特性に関する十分な記述が特許出願に含まれていること。
- c) 当該微生物の名称、寄託された日付、寄託機関の名称および寄託番号が特許出願の明細書に含まれていること。

また、同条の(2)は次のように規定している：微生物の名称、寄託の日付、寄託機関の名称および寄託番号が明細書に含まれていない場合、インドネシアにおける当該特許出願の出願日から3か月以内に、それらの情報をインドネシア知的財産総局に提出されなければならない。さらに、同条の(3)は次のように規定している：それら情報の提出によって、特許出願人は、当該特許出願の公開後にインドネシア知的財産総局に寄託微生物の入手を求める申請書を提出する者に対し、無条件の承諾を与えたものとみなされる。

同規則の第19条には、上記の第18条(1)項(a)号に定める微生物サンプルの寄託機関は、特許手続上の微生物寄託の国際承認に関するブダペスト条約（ブダペスト条約）に従い承認された機関とする旨が規定されている。

### **特許出願施行規則に関するインドネシア共和国法務大臣決定（1991年 No. M.06-HC.02.01）**

同決定第5条の規定に基づき、特許出願人は、ブダペスト条約に定められた寄託機関が発行した微生物の寄託証明書を提出しなければならない。具体的には、インドネシアにおける特許出願日から3か月以内、もしくは優先権主張を伴う特許出願の場合優先期間が経過する前に、上記寄託証明書およびそのインドネシア語翻訳（2部）を提出しなければならない。なお、このような微生物に関する特許出願には、当該微生物の特性がすべて記載されていなければならない。

微生物の寄託証明書には以下の事項が記載されている必要がある。

- a) 微生物の名称
- b) 選択された寄託機関の名称
- c) 寄託の日付および寄託番号

さらに、同決定の第7条には、寄託機関が一時的もしくは永久的に閉鎖される場合、寄託された微生物は当該寄託機関もしくは特許出願人によって別の寄託機関に移送され、移送先から新規の寄託証明書が発行されることが規定されている。

新規の寄託証明書は、元の寄託機関の一時的ないし永久的な閉鎖の通知から6か月以内に、特許出願人によってインドネシア知的財産総局に提出され、同庁によって受領されなければならない。

### **ブダペスト条約加盟国において国際寄託された微生物に関する国外からの特許出願の手続および要件**

インドネシアにおいては、ブダペスト条約の加盟国において寄託された微生物に関する国外からの特許出願に関する手続および要件は、特許法（2016年法律第13号）第III章第1節（出願の要件および手続）の第24-26条に規定された一般的な特許出願の手続および要件と同様である。前述したように、特許出願人はブダペスト条約加盟国にある国際寄託機関が発行した微生物の寄託証明書を提出しなければならない。

本稿作成時点でも、インドネシア政府は微生物関連発明に関する技術的な規則について協議を続けている。その中で、「微生物に関するインドネシア共和国大統領令案」や「特許出願の要件としての微生物寄託証明書に関するインドネシア共和国法務人権大臣規則案」などが提示されている。

本稿作成時点でインドネシアはまだブダペスト条約を批准しておらず、また同条約に基づく国際基準に適合した寄託機関を国内に持っていない。しかしながら実際には、インドネシアに所在するいくつかの学術機関は微生物の寄託に対応する能力を有しており、それらの機関を国際寄託機関（IDA）の候補として発展させることが可能である。インドネシアは近い将来、ブダペスト条約に適合し国際的に標準化された寄託機関を持つことになり、それによってインドネシア政府によるブダペスト条約の批准が促進されるものと予想されている。

#### ■ 参考情報

- ・ Sinaga, Timbul, “Permohonan Paten Terkait Penyimpanan Jasad Renik” presented at the Focus Group Discussion of Patent Application Related to Microorganisms, December 3-4, 2015;
- ・ Citrawinda, Cita, “Perlindungan Bagi Jasad Renik dari Perspektif Undang-Undang Paten di Indonesia”, Media HKI Buletin Informasi dan Keragaman Kekayaan Intelektual, Vol. XIV, First Ed. 2017;

- ・ Citrawinda, Cita, “Permohonan Paten Terkait Jasad Renik Ditinjau dari Perundang-Undangan”, Media HKI Buletin Informasi dan Keragaman Kekayaan Intelektual, Vol. XIII, Third Ed. 2016;
- ・ インドネシア特許法（2001年法律第14号）；
- ・ インドネシア特許法（2016年法律第13号）；
- ・ 特許出願手続に関する政府規則（1991年第34号）；
- ・ 特許出願施行規則に関するインドネシア共和国法務大臣決定(1991年 No. M.06-HC.02.01)

(編集協力：日本技術貿易株式会社)